

第 135 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 26 年 1 月 21 日

第135回 高知県都市計画審議会

1 日 時 平成26年1月21日(火)

午後2時から

2 場 所 高知市升形5-37

オリエントホテル高知 2階 松竹の間

3 会議次第

1) 開 会

2) 会長選出

3) 会長代理者の指名

4) 署名委員の指名

5) 議 事

付議事項

(1) 高知広域都市計画道路の変更について(3・4・6号 高知
南国線)

(2) 高知広域都市計画土地地区画整理事業の事業計画に対する
意見書について(下島土地地区画整理事業)

諮問事項

(1) 本山町景観計画の策定について

6) 閉 会

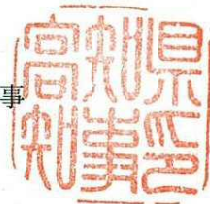


25 高都計第 521 号

平成 26 年 1 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中 3・4・6 号高知南国線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・6	高知南国線	高知市 北本町二丁目	南国市 大堀字田中	高知市大津字 立場	約 10,670 m	地表式	4 車線	20m	幹線街路介良領石線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 土佐電気鉄道線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 ： 別紙「変更理由書」のとおり

高知広域都市計画道路の変更（新旧対照表）（高知県決定）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	
幹線 街路	3・4・6	高知南国線	高知市 北本町二丁目	南国市 大埴字田中	高知市大津字 立場	約 10,670 m	地表式	4車線	20m	幹線街路介良領石線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 土佐電気鉄道線と立体交差 幹線街路と平面交差 1 1箇所	

変更理由書

高知広域都市計画道路 3・4・6 号高知南国線は、高知市北本町二丁目を起点とし、南国市大埴字田中を終点とする幅員 $W=20\text{m}$ 、 $L=10.67\text{km}$ の幹線街路であり、高知市中心部と高知市東部地域及び南国市中心部を結ぶ重要な交通ネットワークを形成する路線である。

今回、下記の理由により、都市計画道路高知南国線の区域を一部、追加、削除するものである。

- ・ 国道 195 号と立体交差する橋梁部について、歩道・自転車道を立体交差から平面交差へ変更し、歩行者・自転車利用者の利便性の向上を図るとともに、当該交差点周辺に新たに移設される電停とのアクセス性の向上により交通結節機能の強化を図る。

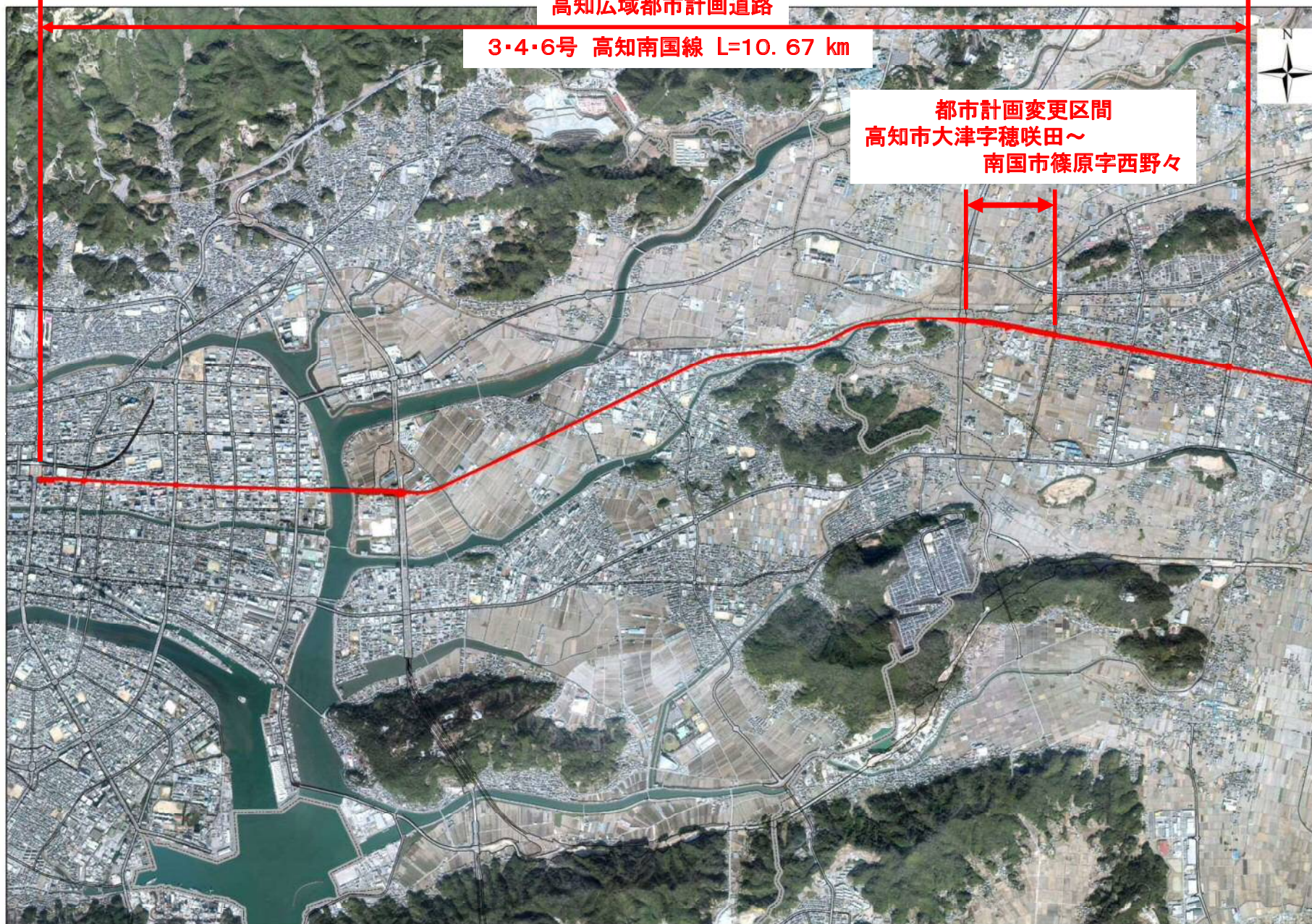
(起点)
高知市北本町二丁目

(終点)
南国市大桶字田中

高知広域都市計画道路

3・4・6号 高知南国線 L=10.67 km

都市計画変更区間
高知市大津字穂咲田～
南国市篠原字西野々



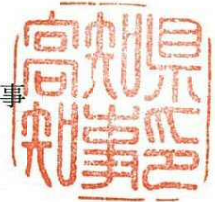


25 高都計第 521 号

平成 26 年 1 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する
意見書について

このことについて、土地区画整理法第 55 条第 3 項の規定により、別紙のとおり審議会に
付議します。

高知広域都市計画事業下島土地区画整理事業の事業計画（案）についての意見書の高知市の見解（要約版）

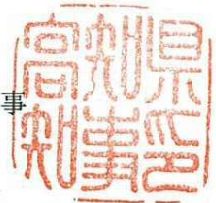
分類	理 由	高知市の見解	意見提出者
事業計画に関する事	減歩負担（小宅地対策の場合は清算金）を求めており，納得出来ない。	土地区画整理事業は，減歩により，道路，公園，下水道などを整備し，その結果，土地の価値が上がることにより，事業前と事業後の価値を同じに保つものである。 小規模な宅地は，通常の減歩を行わず，小宅地対策を行う予定であるが，公平性を保つため，本来減歩される土地の面積に相当する清算金を徴収することとなる。 減歩率については，事業計画では減価買収後「平均減歩率 15.97%」となっているが，負担の軽減のため，独自の施策を活用し「平均減歩率 10%台（11%未満）」とする。	A氏，B氏，C氏，E氏
	各々の宅地が小さくなり，日照，騒音など生活環境の悪化が予想されるので，「生活環境の向上」にはならないのではないか。	下島地区では，減価補償金相当額による先行買収を行い，適切に公共施設を配置するとともに，小宅地対策を実施したうえで，全ての宅地が基本的に新たな道路に面するように計画しているため，特段環境が悪化することや，一定規模未満の小さな宅地が更に小さくなることはない。	A氏
	地区の下島橋の十字路は事故が多い。 事業完了後は，更に事故が増えると予想される。 便利さに主眼を置いており，「安心安全」に反する。	当該交差点の交通事故形態の大半は，北側から南進しようとする歩行者・自転車と，南側から右折東進しようとする車両との衝突である。 これらの事故発生の主な要因は，現在の交差点の平面形状及び北側道路の縦断勾配と推察される。 この交差点の平面形状及び北側道路の縦断勾配を改善することになっているので，利便性のみならず，安全性も向上すると考える。	A氏
	二度の引越しが必要である。 補償金では建て替えが出来ない。	下島地区の特性から，従前地と仮換地の大半に重なりがあるため，2度の引っ越しはやむを得ない。 移転補償金は，四国地区用地対策連絡協議会の基準に則って適切な補償金額を算定する	B氏，C氏，E氏
	町の中央部では東西，南北の幹線道路が計画されているが，町の東側，西側では，道路沿いの利用のみを考慮した計画となっている。	整備された道路に，全ての宅地が面するように再配置するため，比較的規模の小さな宅地が多く存在する地区である画地狭小の中央部は，区画道路の配置が密になる。	B氏，E氏
	公園の配置が不均衡ではないか。 防災公園としての機能を持たせてはどうか	既存の旭町三丁目児童遊園，下島町公園との配置距離も考慮したうえで，幅員6 m道路沿いとしている。 住宅市街地総合整備事業により，ポケットパーク1箇所を整備する。 1箇所にとめても規模が小さいので，災害時には収容避難場所を利用することとし，児童の遊び場や住民の交流の場としての活用を主眼とする。	E氏
	道路計画は地元の意見が取り入れられた適切なものであり，安全性や利便性が格段に向上する	住民の日常生活に密接に関わることなので，意見を出来るだけ取り入れたものとしている。	F氏，G氏
	事業期間短縮の要望に対して，当初の予定より一年間短縮されている。	早期に事業に着手し，かつ早期の完成を目指す。	F氏，G氏



25 高都計第 521 号
平成 26 年 1 月 8 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



本山町景観計画の策定について

このことについて、景観法第 9 条第 2 項の規定により、高知県都市計画審議会の意見を
聴く必要がありますので、別紙のとおり諮問します。

本山町景観計画(案)

高知県長岡郡本山町
本山町景観計画策定委員会

第1 基本理念と基本方針

1. 景観計画の目的

本山町の魅力ある景観を町民共有の財産として認識し、良好な景観を保全・活用し、町民一人ひとりが誇りと自信を持ち、未来へと引き継いでいくために、総合的な景観施策として「本山町景観計画」を策定する。

2. 基本理念

本山町のすぐれた景観は、町民共有の財産であり、町民が将来にわたってその恩恵を享受していくために、町・町民・事業者等が景観に対する責任と適切な役割分担などが、協働の基に形成されなければならない。

山々の緑、清らかな溪流、豊かな棚田、心癒やされる疎水や街並み、これらと日常の生活が織りなす『やすらぎ』と『もてなし』の景観を守り育てることにより、長期的な視点にたった景観形成を進め、新たな観光と交流の振興に活かし、町の活性化と健全な発展に寄与するものとする。

3. 基本方針

〈 本山町全域に共通する景観形成の基本方針 〉

緑なす山々・豊かな清流・悠久の歴史、その恵みを未来につなぐ

- (1) 自然、文化、歴史の特色をいかす
- (2) 多様性を大切にしながら、自然と社会の調和を育む
- (3) 良好な景観を地域経済と地域社会の発展に活用する
- (4) 必要なことを付け加え、不要なものを減らしていく
- (5) 町民の力を合わせ、こころ豊かな町をつくる
- (6) 計画の再確認と見直しを定期的に行う

4. 目標

私たちが目指すのは“日本で最も美しい村”です。人びとの美しい心をうつす美しい景観にみちた町づくりを目標とします。

第2 景観計画の区域

1. 景観計画区域の設定：基本事項

- 1) 都市計画区域外の区域でも目的に応じて設定できる
- 2) 区域を区分し、各々に景観形成基準を定めることができる
- 3) 景観法の制度の多くは、景観計画区域内でのみ活用できる
- 4) 景観計画区域以外でも活用できる景観法の制度

2. 景観計画区域の設定

本山町の景観計画区域を次のように設定する。

①汗見川流域、②行川流域、③吉野川流域、④木能津川流域、⑤樫ノ川流域、

1) 汗見川流域 - 計画区域面積 1,093.12ha -

汗見川の両岸から 500m の範囲。汗見川の上流は桑ノ川の合流点を終点とし、下流は「3) 吉野川流域」を除く範囲までとする。

2) 行川流域 - 計画区域面積 599.58ha -

行川の両岸から 500m の範囲。行川の上流は新頃橋を終点とし、下流は「3) 吉野川流域」を除く範囲とする。

3) 吉野川流域 - 計画区域面積 1,196.61ha -

吉野川の北岸では県道 262 号磯谷本山線及び県道 263 号の路肩から北に 500m の範囲とする。

4) 木能津川流域 - 計画区域面積 407.62ha -

木能津川流域のうち、棚田が多い小字の連担する範囲

5) 樫ノ川流域 - 計画区域面積 850.39ha -

樫ノ川流域のうち、棚田が多い小字の連担する範囲

第3 良好な景観形成に関する方針

1. 良好な景観形成のための基本的方針

- (1) 自然、文化、歴史の特色をいかす
- (2) 多様性を大切にしながら、自然と社会の調和を育む
- (3) 良好な景観を地域経済と地域社会の発展に活用する
- (4) 必要なことを付け加え、不要なものを減らしていく
- (5) 町民の力を合わせ、こころ豊かな町をつくる
- (6) 計画の再確認と見直しを定期的に行う

2. 地区別に関する方針

- 1) 景観計画区域にあつては、届出対象行為を定め、景観形成の基準を示して、良好な景観の形成のための規制を明示するが、あくまでも「ゆるやかな規制」としたうえで、対話と協議に基づく「誘導」を、基本とする方針である。
- 2) 「その他の区域」にあつては、成文的な規制等はないが、景観計画区域に準じた景観の形成がなされるように、町民及び事業者等による景観形成への努力と協力に期待する。

3. 既存計画等との調和

- 1) 国及び国の機関、高知県及び周辺自治体等の既存計画に留意し、他機関との協議を前提として、良好な景観の形成に努めることとする。
- 2) 特に本町との関わりが深い、森林計画、農振計画、都市計画等との調和を図る。

第4 行為の規制等に関する事項

1. 景観計画区域における行為の制限

項目	景観計画区域
①生態系の保全	重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水・排水等の対策に配慮すること。
②景観の保全	裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制し、遮蔽措置を講ずること。鉱物等の採取にあっても同様の配慮を求める。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮すること。
③建築物・工作物の高さ	建築物：高さが20mを超えないこと。
④建築物・工作物の色彩	色彩：マンセル値10未満とする。周辺の景観と調和するものであること。
⑤建築物の形態意匠	屋根：勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図ること。 外観：外部の材料は原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
⑥眺望景観 (稜線の分断)	稜線を分断しないよう努めること。
⑦看板、広告板、自動販売機等の設置	色彩：マンセル値10未満とする。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の景観と調和するものであること。

2. 景観計画区域における届出行為の規模

行為	景観計画区域
①鉱物の採掘又は土石の採取	1,000 m ² 以上又は高さ3mを超えるもの。
②屋外における物品（土石、廃棄物等）の集積又は貯蔵	1,000 m ² 以上、又は高さ3mを超えるもの。
③土地の形状変更	1,000 m ² 以上。
④建物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去	・建築物 延面積100 m ² 以上、又は高さが10mを超えるもの。 ・工作物 1,000 m ² 以上、又は高さ5mを超えるもの。
⑤建築物の色彩の変更	行為面積の合計が10 m ² 以上のもの。
⑥森林 (天然林及び植林の伐採)	森林の伐採：100,000 m ² 以上。
⑦看板、公告板等の設置	・区域指定：高知県屋外広告物条例に準じる。 ・一辺が4m、かつ、表示可能面積が4 m ² 以下を除く。

第5 景観重要建造物及び樹木等の指定方針

1. 景観重要建造物

景観重要建造物の指定方針

景観計画内の良好な景観の形成に重要であって、次に掲げる特性のいずれかに該当する建造物を、景観的な保護対象として指定する。

- ①歴史的景観等、周辺の良好な景観に寄与しているもの
- ②デザイン性に優れ、造形の規範になっているもの
- ③再現することが容易でないもの
- ④住民に親しまれ、地域のシンボリック存在となっているもの

2. 景観重要樹木

景観重要樹木の指定方針

景観計画区域にあって、その地域の景観特性を表し、公道等による接近が可能で、公共場から見える樹木を、景観的な保護対象の候補として指定する。

その保存・管理について、住民・所有者の取組みがなされていることも、指定にあたって考慮しなければならない。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設による景観形成を図る区域と対象物

景観計画区域内には、①国道・県道・町道があり、②吉野川をはじめとする5河川があり、③多くの橋梁が架かり、④自然公園として帰全山公園がある。町の財政規模に配慮して、これらの中からの的を絞り、実効性の高い施策につなげたい。

現時点では、景観形成に大きく影響する施設として、「吉野川流域区域」にあって、吉野川を横断する橋梁を、景観重要公共施設の指定候補とする。国及び高知県など関係機関との協議を経て、対象とする橋梁を確定することとする。

なお、河川法に定める河川ではないが、その末と言える「井」を用水路という公共施設として指定する。

2. 重要公共施設の整備に関する方針

- 1) 当該橋梁及び「井」の管理者は、良好な景観を形成するため、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとする。
- 2) 車道及び歩道の構造や仕上げは、歩行者の安全性と快適性に配慮したものとする。
- 3) 交通安全施設等の色彩及び形状は、景観計画に定める建造物に関する景観形成基準に準じ、周辺の景観と調和するよう配慮する。
- 4) 橋梁の整備に併せ、河川及び河川敷の整備等を行う場合は、周辺における景観形成を

妨げないように配慮し、適切な緑化等に努めるものとする。

- 5) 橋梁の整備にあたっては、地域固有の木材や石材等の景観素材の使用に配慮して、周辺の景観と調和した形態意匠とする。
- 6) 「井」については、その管理用道路等の整備を図り、公共場としてのアプローチのしやすさを確保するように努める。

第7 屋外広告物等の設置に関する事項

1. 屋外広告物等に関する方針

- 1) 規制の対象は、看板、広告板等及び自動販売機の設置とする。
- 2) 歴史性を有する市街地の景観及び農村景観との調和を図ることを目的に、高知県屋外広告物条例に準拠した規制を行う。
- 3) 広告物の形状・面積等の規制を行うが、周辺景観との調和を図ることについては、設置者自らが取組むものとする。

2. 行為の制限

「景観計画区域における行為の制限」及び「景観計画区域における届出行為の規模」による。

